

Q



医療用機器等の特別償却制度の拡充とはどのような内容なのでしょうか。

A



高額な医療用機器を取得した場合の特別償却制度について2年の期限延長、また勤務時間短縮等に資する器具・備品を取得した場合や、病床再編等に資する建物等の取得についても特別償却制度が創設されました。

● 改正概要 ●

減税

医師の勤務時間の短縮、地域医療提供体制の確保、高額医療機器の共同利用の推進など効率的な配置の促進といった観点より見直しがされました。

高額な医療用機器の特別償却制度の延長

医療用機器については、**投資促進税制の税額控除を適用できないので注意！**

【対象設備及び概要】

取得価格**500万円以上**の医療用機器を取得した場合に適用できる特別償却制度について、対象機器の要件等が見直しされた上で、適用期限が**2年延長**されました。

【特別償却割合】

取得価格×**12%**

勤務時間短縮用設備に係る措置

新設

【対象設備】

医師及び医療従事者の勤務時間短縮等に資する一定の器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアで取得価格等が**30万円以上**のもの。

【特別償却割合】

取得価格×**15%**

病床再編等に資する建物等に係る措置

新設

【対象設備】

地域医療構想の実現のため、医療機関の病床再編・統合等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした建物及びその附属設備。

【特別償却割合】

取得価格×**8%**

平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得等して、事業の用に供した場合に適用

POINT



いずれの場合も都道府県に対し、条件を満たすことを証する書類の提出及び確認を受ける必要があります。詳細条件については医政局発信文書をご確認ください。【医政発0329 第39号】